

京都市人事委員会議事規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年1月22日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第4号

京都市人事委員会議事規則の一部を改正する規則

京都市人事委員会議事規則の一部を次のように改正する。

第4条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 法第11条第4項に規定する議事録（以下「議事録」という。）の確定

第9条第2項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市人事委員会議事規則の規定は、この規則の施行の日以後に開く会議の議事録について適用し、同日前に開く会議の議事録については、なお従前の例による。

(人事委員会事務局)